

2 (略)	<p>中期目標の期間における業務の実績が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイから二まで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について信用基金が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ・ハ (略)</p>
2 (略)	<p>中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について信用基金が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイから二まで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について信用基金が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ・ハ (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十二条第二項、第三十五条の六第三項及び第四項、第三十五条の十一第三項及び第四項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十七日

農林水産大臣 吉川 貴盛